

青少年指導員の年齢要件の見直し等について

【趣旨】

青少年指導員の委嘱年齢要件の上限を見直し、原則として、新任70歳未満、再任75歳未満としました。

地域で青少年指導員を担う人材の拡大につながることを期待しています。

1 年齢要件の見直しについて

(1) 見直しの理由

ア 年齢要件を超過した青少年指導員の増加

現行では、推薦時の年齢要件は、新任で65歳未満、再任で70歳未満となっておりますが、いずれも「原則」としているため、適任者が見つからない等の理由により、新任、再任とも年齢要件を超える指導員が多数活動しており、実態に合わない状況となっております。

イ 社会情勢の変化による担い手不足

共働き世帯の増加や定年年齢の引き上げ等の社会情勢の変化によって、今後ますます青少年指導員の担い手を確保することが困難となることが予想されます。

以上のことから、市青少年指導員連絡協議会とも協議のうえ、年齢要件の上限を見直し5歳引き上げることになりました。

(2) 見直しの内容

【現行】 原則として 新任 65歳未満、再任 70歳未満

↓

【見直し後】 原則として 新任 70歳未満、再任 75歳未満

(3) 実施時期

令和5年7月から

2 今後の取組について

年齢要件の見直しとあわせて、青少年指導員の担い手の確保を進めるため、活動の概要説明資料（ちらし）や広報よこはま等において指導員活動の周知に取り組みます。

3 今後のスケジュール（予定）

7月 区連会で御説明（年齢要件の見直しについて）

11月 市町内会連合会定例会（第29期推薦事務に関するお願い）

・推薦関係書類、活動概要説明資料配布

2月 推薦書提出

担当 こども青少年局青少年育成課 小松、高尾

電話 671-2324

2027年国際園芸博覧会 正式略称『GREEN×EXPO 2027』の 「略称ロゴ」を活用した機運醸成について

2027年国際園芸博覧会の意義や理念を一言で表現し、開催をPRするために、より多くの皆様に広く使用いただけるツールとして、正式略称『GREEN×EXPO 2027』をデザイン化した「略称ロゴ」を制作しました。

地域の皆様におかれてもぜひご活用いただき、横浜市一丸となったPR・機運醸成にご協力をお願いします。

1 正式略称『GREEN×EXPO 2027』に込められた想いと「略称ロゴ」

正式略称は、「自然」、「環境にやさしい」という意味を持つ「GREEN」と、国際的に共通する課題の解決に寄与する国際博覧会「EXPO」を掛け合わせることで、これからの自然と人、社会の持続可能性を追求し、世界と共有する場であることを表現しています。

博覧会の意義や理念を一言で表現し、青い地球のイメージを共有していくためのツールとして、正式略称をデザイン化した「略称ロゴ」を制作しました。



略称ロゴ

2 「略称ロゴ」の使用方法

「略称ロゴ」は、ガイドラインに基づき申請いただき、承認を得ていただければ、どなたでも幅広く使用いただけます。

地域における広報やイベント等で活用いただき、『GREEN×EXPO 2027』のPRにご協力をお願いします。

【申請方法】

ウェブサイトから、使用に関するガイドライン、使用取扱要領をご確認のうえ、使用開始希望日の原則3週間前までに、申請書および添付書類を申請先までご提出ください。承認ののち、略称ロゴを使用いただけます。

《横浜市「略称ロゴ」ウェブサイト》

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/storikumi/engeihaku/ryakusyourogo.html>

【申請先】

横浜市都市整備局国際園芸博覧会推進課



電子メール：tb-engei-intl@city.yokohama.jp

郵 送：〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市役所29階

問合せ先：Tel 671-4627



3 略称ロゴと公式ロゴマーク（参考）

	略称ロゴ	公式ロゴマーク
ロゴ／ ロゴマーク	 <p>万博の意義や理念を一言で表現し、広く共有するためのもの</p>	 <p>公式ロゴマークとして、公募により選出し、BIE・AIPH（※1）の承認を得たもの</p>
ロゴ／ ロゴマークの 使用可能者	原則として使用者に制限なし	国、国際機関、地方公共団体、2027年国際園芸博覧会協会の承認を受けた団体
使用ルール (使用可能者や 使用条件等を 定めるもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・使用ガイドライン ・使用取扱要領 	(策定中（※2）)

（※1） BIE・・・博覧会国際事務局 AIPH・・・国際園芸家協会

（※2） 公式ロゴマークについては、2027年国際園芸博覧会協会が利用者や利用条件等のルールを策定中であり、自由な使用はできません。

担 当：都市整備局国際園芸博覧会推進課 西野、秋葉
 連絡先：Tel 671-4627
 メール：tb-engeihaku@city.yokohama.jp

みんなで選ぶ♪

投票を開始します！



青葉区マスコットキャラクター

「なしかちゃん」

青葉区制 30周年記念ロゴマーク

令和6年11月6日に迎える青葉区制30周年に向け、令和5年3月に青葉区制30周年記念事業実行委員会を立ち上げ、様々な取組の企画を進めています。

周年を盛り上げる取組の一つとして、30周年記念ロゴマークの投票を行います。青葉区と連携協定を締結している学校法人トキワ松学園横浜美術大学の学生の皆さんに制作いただいた候補作の中から、最もふさわしいと思うロゴマークに投票をお願いします。

なお、決定したロゴマークは、30周年を祝うイベントや広報等に積極的に活用していきます。

ロゴマーク候補

横浜美術大学のリスナー^{よしこ}佳子 准教授（ビジュアルコミュニケーションデザインコース）のご協力のもと、在籍する学生の皆さんに、区制30周年のキャッチフレーズ「未来へつなごう 青葉の魅力」をイメージして制作いただきました。

①



②



③



各ロゴマークのコンセプト

- ① 青葉区がこれからも未来へ繋がっていくことをイメージして、虹の架け橋を取り入れた前向きなデザインにしました。
- ② 青葉区に吹く「新しい風」をテーマに、爽やかな青葉と賑やかなお祝いの雰囲気カラーをカラフルに表現しました。
- ③ 青葉区に更なる発展をという想いを込め、幅広い世代の目を惹くポップアート風の装飾を施し、明るく弾けるようなデザインを目指しました。

投票方法

期 間	令和5年7月20日（木）10時～9月20日（水）17時
資 格	青葉区内に在住、在勤、在学の方（1人1回の投票まで）
方 法	電子申請・郵送・FAX・区役所にて直接投票のいずれか

●電子申請：

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/d8f8cb44-8ae6-4e1d-92fc-6559decb78fb/start>

●郵送：〒225-0024 横浜市青葉区市ケ尾町31-4
横浜市青葉区区政推進課広報相談係 宛

●FAX：045-978-2411

●直接投票：青葉区役所1階 投票ブース



回答内容	1 青葉区制30周年に最もふさわしいと思うロゴマークの番号1つ（①～③から1つ） 2 なしかちゃんグッズを希望される方は、郵便番号、住所、氏名、希望商品のアルファベット（A～Cから1つ）
------	--

発 表	令和5年10月下旬予定
-----	-------------

青葉区制30周年 検索

なしかちゃんグッズのプレゼント

氏名・住所を記載のうえ投票をされた方の中から抽選で、なしかちゃんグッズをプレゼントします。当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。



お問合せ先

青葉区制30周年記念事業実行委員会（青葉区区政推進課長） 渡辺 貴士 Tel 045-978-2220

連合自治会・町内会長 各位
自治会・町内会長 各位

青 葉 区 長
青葉区連合自治会長会長

大都市制度「特別市」に係る地域説明会の開催について（御依頼）

盛夏の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃から、青葉区政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、青葉区及び青葉区連合自治会長会では、大都市制度「特別市」のさらなる理解促進、機運醸成につなげるため、市長を迎え、自治会・町内会長向け説明会を開催いたします。

つきましては、御多用のところ誠に恐縮でございますが、御臨席を賜りますようお願い申し上げます。

また、連合自治会・町内会長の皆様におかれましては、御臨席を賜るとともに、お手数ではございますが、自治会・町内会長の皆様の御出席について、お取りまとめくださいますようお願い申し上げます。

1 開催概要

- (1) 日 時：9月23日（土）10：30～12：00 （10：00 開場）
- (2) 場 所：青葉区役所4階会議室（401～403 会議室）
- (3) 内 容：山中竹春横浜市長による「特別市」の講演 など

2 依頼事項

- (1) 連合自治会・町内会長の皆様

説明会への御出席をお願いするとともに、自治会・町内会長の皆様の御出席についてお取りまとめいただき、「出席票」にてご連絡ください。

また、「出席票」は、持参・郵送・FAX・Eメールのいずれかの方法で、8月25日（金）までに下記担当まで御提出ください。

- (2) 自治会・町内会長の皆様

説明会への御出席をお願いいたします。

なお、役員の方等が代理で御参加いただくことも可能です。

3 添付資料

- (1) 資料1：横浜市が目指す「特別市」
- (2) 資料2：出席票（連合自治会・町内会のみ）

<担当> 青葉区地域振興課地域活動係
〒225-0024 横浜市青葉区市ケ尾町31-4
電話 978-2291 FAX 978-2413
E-mail ao-jichikai@city.yokohama.jp

自治会町内会長 様

「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」の
結果報告及び今後の対応案について

3月市連会・区連会で標記アンケート単純集計結果（速報）を報告しましたが、その後、自由記述も踏まえた調査報告書がまとまりましたので、今後の対応案と共にご説明します。

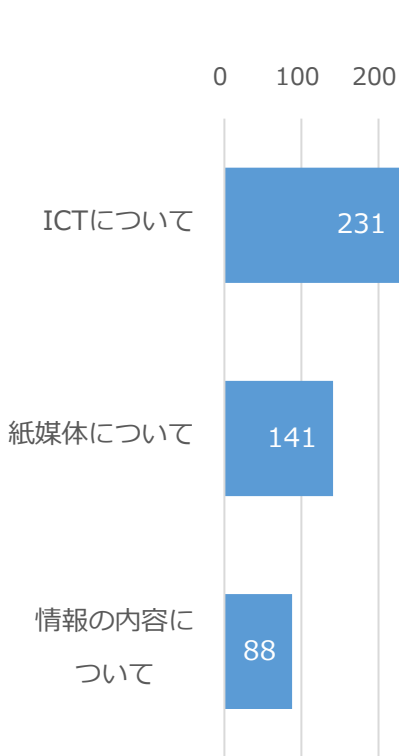
1 アンケート結果について（選択式回答部分）

(1) 横浜市からの情報周知	上位3位 (%)
<方法>「資料+説明」が適切	
・生命・財産に関するもの(防災関係、コロナ関連情報等)	64
・自治会町内会活動に関連するもの(補助事業の案内、先進的な活動事例等)	57
・市政・区政、施策の周知を目的とするもの(市の計画案内、市民意見募集等)	44
<改善すべき点>	
・資料の分かりやすさ	52
・情報量の多さ	41
・情報内容の精査(「広報よこはま」掲載情報の区連会議題からの除外)	38
(2) 委嘱委員の推薦(委嘱委員の候補者探しが「難しい」:56%、「やや難しい」:28%)	
<難しい理由>	
・活動に充てる時間の余裕のない人や活動時間の合わない人が多かった	67
・地域での役割や活動の認知度が低く、理解を得にくかった	49
・委嘱委員の責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった	49
(3) 候補者推薦における横浜市の関わり	
<支援のうち期待する取組>	
・委嘱委員の会議回数の減など業務量の削減	47
・委嘱委員の業務内容説明資料の配付	39
・地域活動人材の紹介など個別に相談できる環境	26
(4) 民生委員・児童委員の推薦	
<令和4年12月一斉改選で候補者確保が特に難しかった理由>	
・民生委員の責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった	46
・活動に充てる時間的余裕のない人や活動時間が合わない人が多かった	35
・民生委員の業務量が多く、負担が大きいと考えている人が多かった	34

裏面あり

2 アンケート結果について（自由記述式回答部分）

(1) 横浜市からの情報周知について【意見：488人】



<ICTについて：231件>

- ・個人的にはデジタル化賛成だが、自治会員には高齢者も多く、全員に周知するためには、デジタル化のみでは難しい
- ・回覧物はデータで区のホームページにアップしていただきたい
- ・情報はデジタルでいただくのが、楽で効率がよいと思う

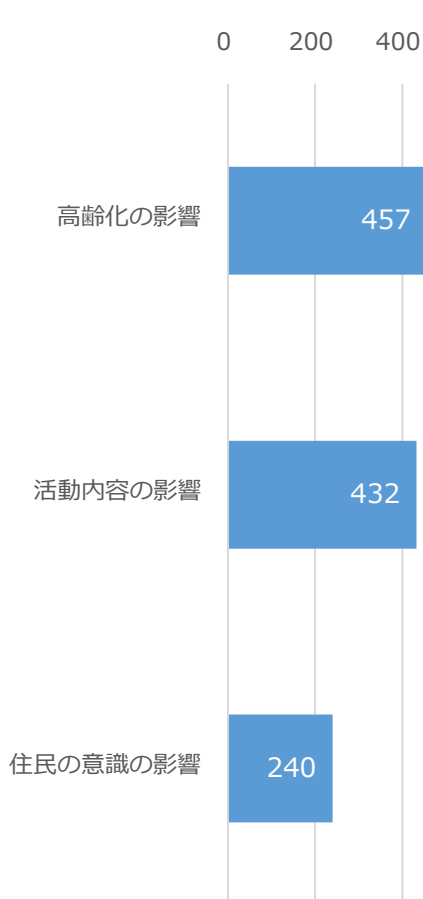
<紙媒体について：141件>

- ・横浜市からの情報は高齢者をかかえた団地(自治会)ではペーパーのお知らせが良い
- ・とにかく紙資料が多すぎる。環境問題を意識する上でもペーパーレス化を進めてほしい

<情報の内容について：88件>

- ・情報量が多く伝達必須の情報だけに限定してほしい
- ・情報量が多く、全てを会員の方々に周知することは困難

(2) 委嘱委員の候補者探しについて困難と感じる点【意見：993人】



<高齢化の影響：457件>

- ・人材ネットワークがなく、適切な人材を見つけるのが難しい
- ・候補者のなり手がいない。現在なっている人に再度頼むより方法がない
- ・委嘱委員の候補者が少ないので結果的に継続になってしまう。特定の個人の負担が増える

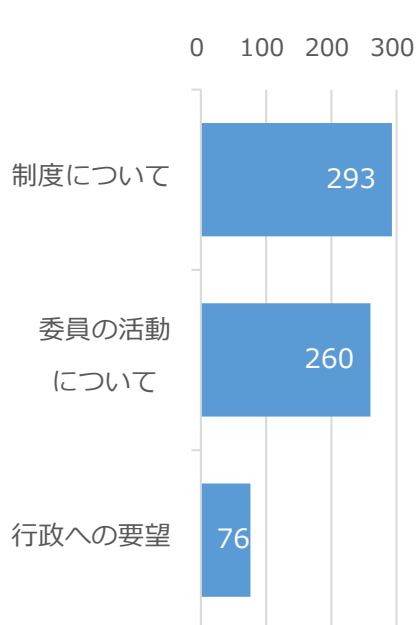
<活動内容の影響：432件>

- ・なるべく年齢の若い人をお願いするが、時間が合わない
- ・会社の退職時期が延びたので、仕事と町内等の業務の両立が難しいと言っている人が多い
- ・推薦お願いしても、役職への責任や生活環境から辞退されてしまう

<住民の意識の影響：240件>

- ・各委嘱委員の存在意義が不明。委員がいることより町内会へのメリットが見えない
- ・委員会の活動が不明確で、そこに自治会から委員を推薦するという行為に納得性がない

(3) 民生委員・児童委員全般について【意見：647人】



<制度について：293件>

- ・制度の必要性及び民間への委嘱が時代に合わない
- ・制度そのものが疲労しており、仕組み全体の見直しが必要なのではないかと考える

<委員の活動について：260件>

- ・活動の負担や責任が大きい
- ・活動内容がよくわからないという人が多く、人選が難しい

<行政への要望：76件>

- ・高齢者の増加が進む中で、候補者確保が難しい場合、横浜市からの派遣制度の検討はできないものではないでしょうか。
- ・市、区内で地域に貢献出来る人材の紹介が望ましい。

3 今後の対応案

(1) 横浜市からの情報周知について

ア 市連会の議題提出基準の見直し

「資料+説明」、「資料提供のみ」、「議題対象外」の基準案を作成し、議題数の削減軽減を図ります。

イ 市連会議題説明資料の見直し

説明資料の様式の統一など、簡潔でわかりやすい内容にします。

ウ 市連会のホームページの充実

市連会定例会の資料をホームページで掲載していきます。

エ 区連会での実施に向けた検討

上記ア～ウについて、5年度に市連会で試行実施及び効果測定を行い、6年度以降、順次区連会での検討・実施を目指します。

(2) 委嘱委員の推薦事務等

ア 自治会町内会の負担軽減に向けた取組

各所管課と調整の上、推薦事務の簡略化や活動内容の広報の充実など、改善策を検討していきます。

イ 改選時に合わせた見直し

各委嘱委員の改選時期に合わせ、各所管課による推薦手法や活動内容等の見直しを図られるよう取り組みます。

※委嘱委員：スポーツ推進委員、青少年指導員、環境事業推進委員、保健活動推進員、明るい選挙推進委員、消費生活推進員（該当区のみ）

（※民生委員・児童委員については裏面に記載）

(3) 民生委員・児童委員の活動支援及び推薦手続き等

ア 民生委員・児童委員活動の支援強化・広報活動の充実

民生委員の活動しやすい環境づくりを進めるため、活動支援策の強化を図る（モデル区（都筑区・戸塚区・栄区）において試行実施）とともに、民生委員活動への理解を深めていただくための広報の充実に取り組みます。

イ 推薦手続きの改善

自治会・地区民児協の負担を軽減するため、令和7年12月の一斉改選に向けて推薦手続きの簡素化などの改善に取り組みます。

ウ 年齢要件にかかる意見調整

年齢要件について、市・区・地区民児協と令和7年12月の一斉改選に向けて意見調整を行っていきます。

※年齢要件について、自治会町内会長アンケートでは「見直しが必要」が74%を占めていたのに対して、地区民児協会長アンケートでは、「現状のままでよい(48%)」「見直しが必要(46%)」という結果になっています。

〈行政からの情報周知・委嘱委員の推薦について〉
担当 市民局地域活動推進課 川口、関、江口
電話 045-671-2317
電子メール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp
〈民生委員・児童委員の推薦について〉
担当 健康福祉局地域支援課 村山
電話 045-671-4046
電子メール kf-chiikishien@city.yokohama.jp

**令和4年度
自治会町内会に対する依頼の見直しに向けた
アンケート調査報告書**

**横浜市
市民局 地域活動推進課
健康福祉局 地域支援課**

目次

1. 調査の概要	P.2
調査概要	P.3
回収状況	P.4
自治会町内会/会長の状況	P.5
2. 調査結果	P.6
横浜市からの情報周知等	P.7
自治会町内会のデジタル化の状況	P.10
委嘱委員の推薦事務	P.16
令和4年一斉改選の民生委員・児童委員の推薦事務	P.20

調査の概要

調査概要

【調査の目的】

「令和2年度横浜市自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査」の結果において、行政からの依頼事項のうち、「委嘱委員の推薦」及び「行政からの情報周知」に対する負担感が特に大きいことが読み取れた。それらの負担感解消に向けた本市の対応の方向性を検討するため、自治会町内会の状況や地域のニーズを把握することを目的として調査を実施した。

【調査概要】

1) 調査方法

- ・ アンケート方式による定量調査
- ・ 郵送によりアンケート票を配付／回収は郵送および横浜市電子申請届出システムによる回答

2) 調査の対象

- ・ 横浜市内すべての単位自治会町内会長：2,849名（令和3年4月1日時点数）

3) 回収率（数）

- ・ 有効回答標本数 1,738票 有効回答標本回収率 61%
- ・ 郵送による回答 1,132票
- ・ 電子申請による回答 606票

4) 実施期間

- ・ 令和4年11月11日～令和5年1月31日

5) 調査実施主体

- ・ 横浜市市民局 地域活動推進課
- ・ 横浜市健康福祉局 地域支援課

6) 集計・分析・報告書の作成

- ・ 株式会社クリエイティブ・リンク

【表記について】

本報告書では、アンケート回答の集計結果（割合%）を小数点以下第一位の四捨五入により整数値として表記しているが、グラフ作成に使用している集計結果は小数点以下を持ったデータとして処理をしている。このため、同じ整数値であってもグラフ面積や長さが異なっていたり、合算値が100とまらない箇所がある。

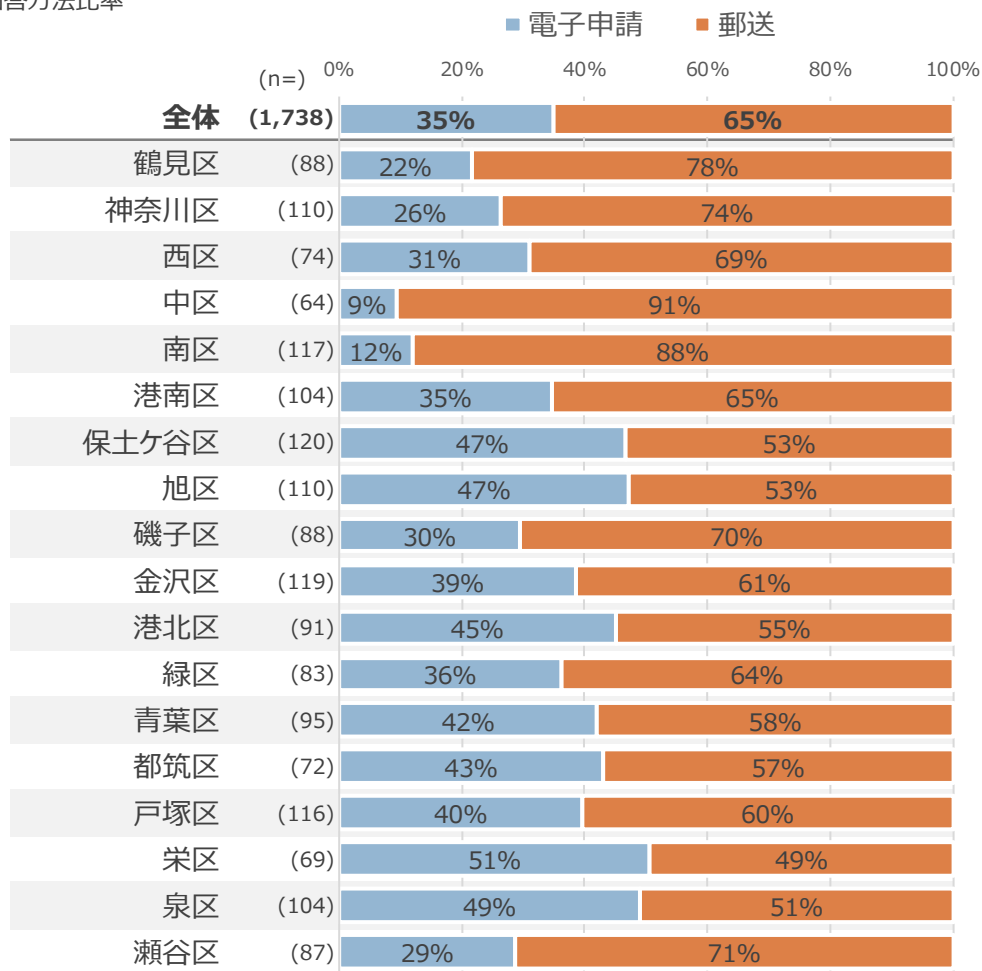
回収状況

- 区別の発送数と回収数、回収方法の比率は以下の通り。

発送数／回収数

	発送数	回収数	回収率
全体	2,849	1,738	61.0%
鶴見区	126	88	69.8%
神奈川区	176	110	62.5%
西区	99	74	74.7%
中区	131	64	48.9%
南区	205	117	57.1%
港南区	169	104	61.5%
保土ヶ谷区	196	120	61.2%
旭区	236	110	46.6%
磯子区	167	88	52.7%
金沢区	170	119	70.0%
港北区	151	91	60.3%
緑区	122	83	68.0%
青葉区	162	95	58.6%
都筑区	123	72	58.5%
戸塚区	221	116	52.5%
栄区	88	69	78.4%
泉区	153	104	68.0%
瀬谷区	154	87	56.5%

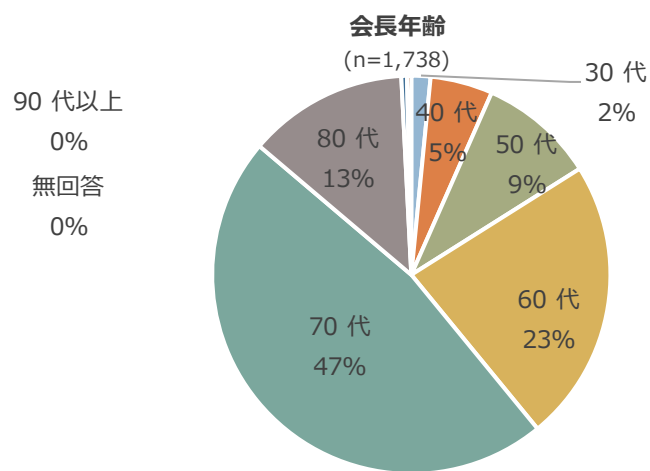
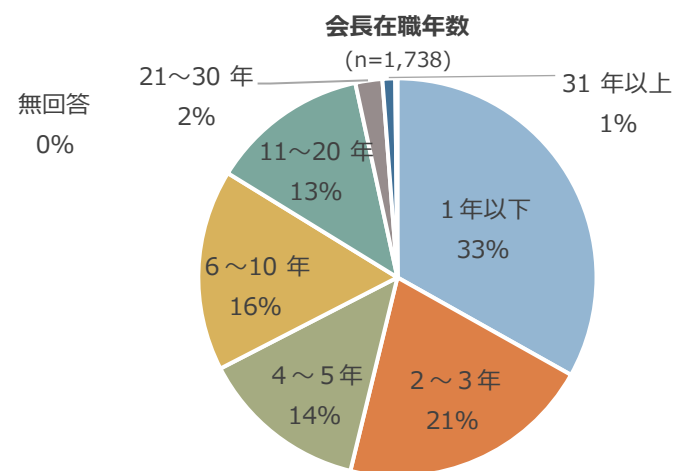
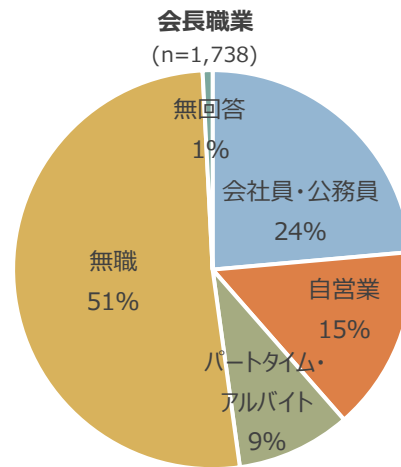
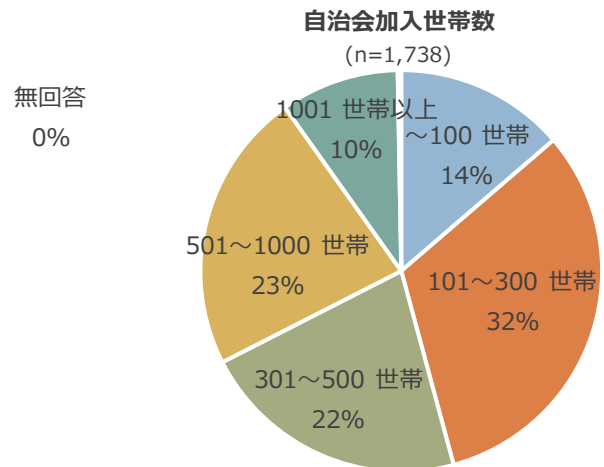
回答方法比率



自治会町内会／会長の状況

- 自治会加入世帯数は101～300世帯が全体の1/3を占める。
- 会長は約半数が無職。また、会長の年齢は、70代以上が6割を占めている。
- 在職年数は1/3が1年以下である一方で11年以上在職している人も16%存在する。

Q1 自治会町内会／会長の状況



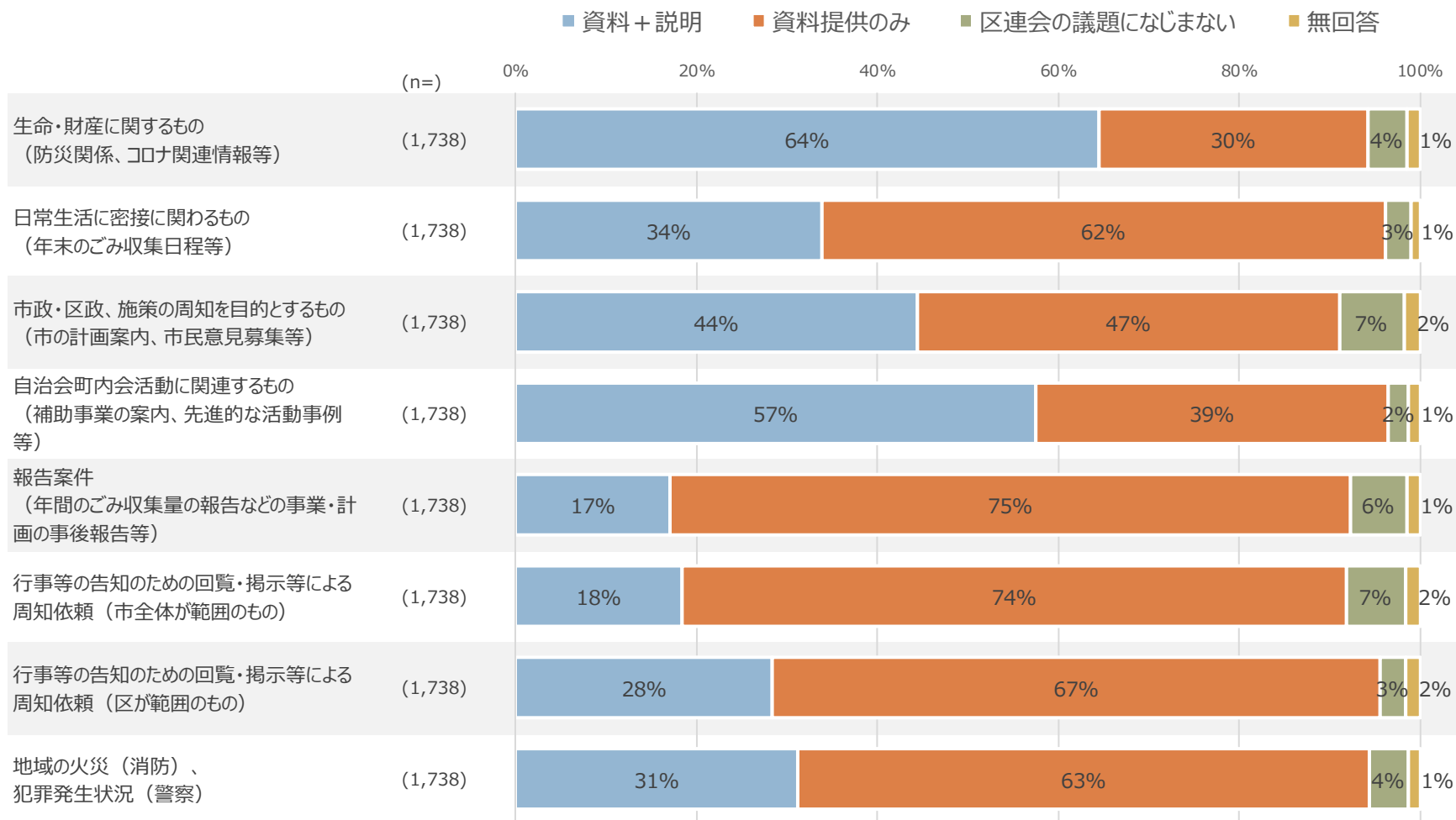
調查結果概要

横浜市からの情報周知等

区連会を通した横浜市からの情報の適切な周知方法

- 区連会を通した横浜市からの情報周知等について、「資料+説明」の両方が適切だと感じる情報の種別としては、「生命・財産に関するもの」が最も高く64%で、「自治会町内会活動に関連するもの」が57%でそれに続く。
- 「報告案件」や「行事等の告知のための回覧・掲示等による周知依頼」は、全体の約3/4が「資料提供のみ」が適切だと考えている。

Q2_1 区連会を通した横浜市からの情報の適切な周知方法



区連会資料の電子データ活用／効果的な受取り方法／行政が改善すべき点

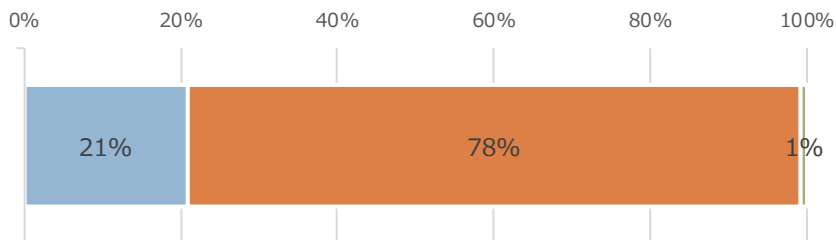
- 区連会資料の電子データでの活用については、78%が活用していない状況。
- 今後の区連会情報の受け渡し方法として効果的なものは「毎月の資料送付を活用（すべて紙媒体で送付）」が37%で最も高く、「紙媒体と電子データの併用」が30%でそれに続く。
- 「紙媒体と電子データの併用」「基本的にはデータでいい」「紙媒体は不要」を合わせると6割がデータ活用を希望している。
- 情報を周知する上で行政が改善すべき点としては「資料のわかりやすさ」が52%で半数を超え、最も高い。

Q2_2/2_3/2_4 区連会資料の電子データ活用／効果的な受取り方法／行政が改善すべき点（複数回答）

Q2_2 区連会資料の電子データ活用

(n=1,738)

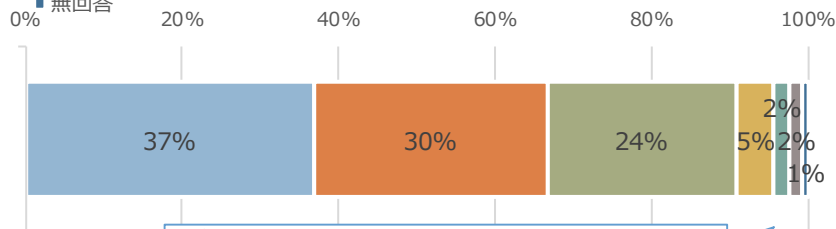
■ 活用している ■ 活用していない ■ 無回答



Q2_3 効果的な受取り方法

(n=1,738)

- 区連会後の毎月の資料送付を活用（すべて紙媒体で送付）
- 紙媒体と電子データの併用
- 基本的には電子データでいいが、横浜市から依頼する回覧資料、掲示資料は必要数ほしい
- 区連会等のホームページから資料データ入手できるようにしてほしい（紙媒体は不要）
- 区連会の情報は不要
- その他
- 無回答



【自由回答あり】：29件

【主な回答】

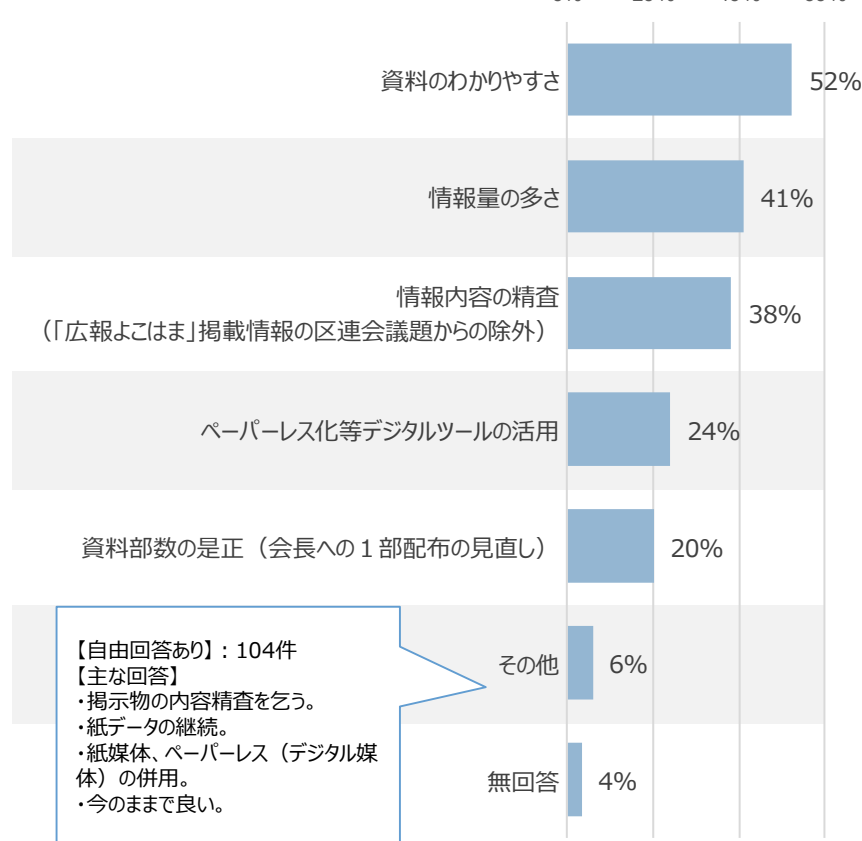
- ・市政だより、区政だよりに掲載して頂ければ良い。
- ・紙媒体で回覧資料、掲示資料は必要数ほしい。

降順ソート

Q2_4 行政が改善すべき点（複数回答）

(n=1,738)

0% 20% 40% 60%



【自由回答あり】：104件

【主な回答】

- ・掲示物の内容精査を乞う。
- ・紙データの継続。
- ・紙媒体、ペーパーレス（デジタル媒体）の併用。
- ・今のままで良い。

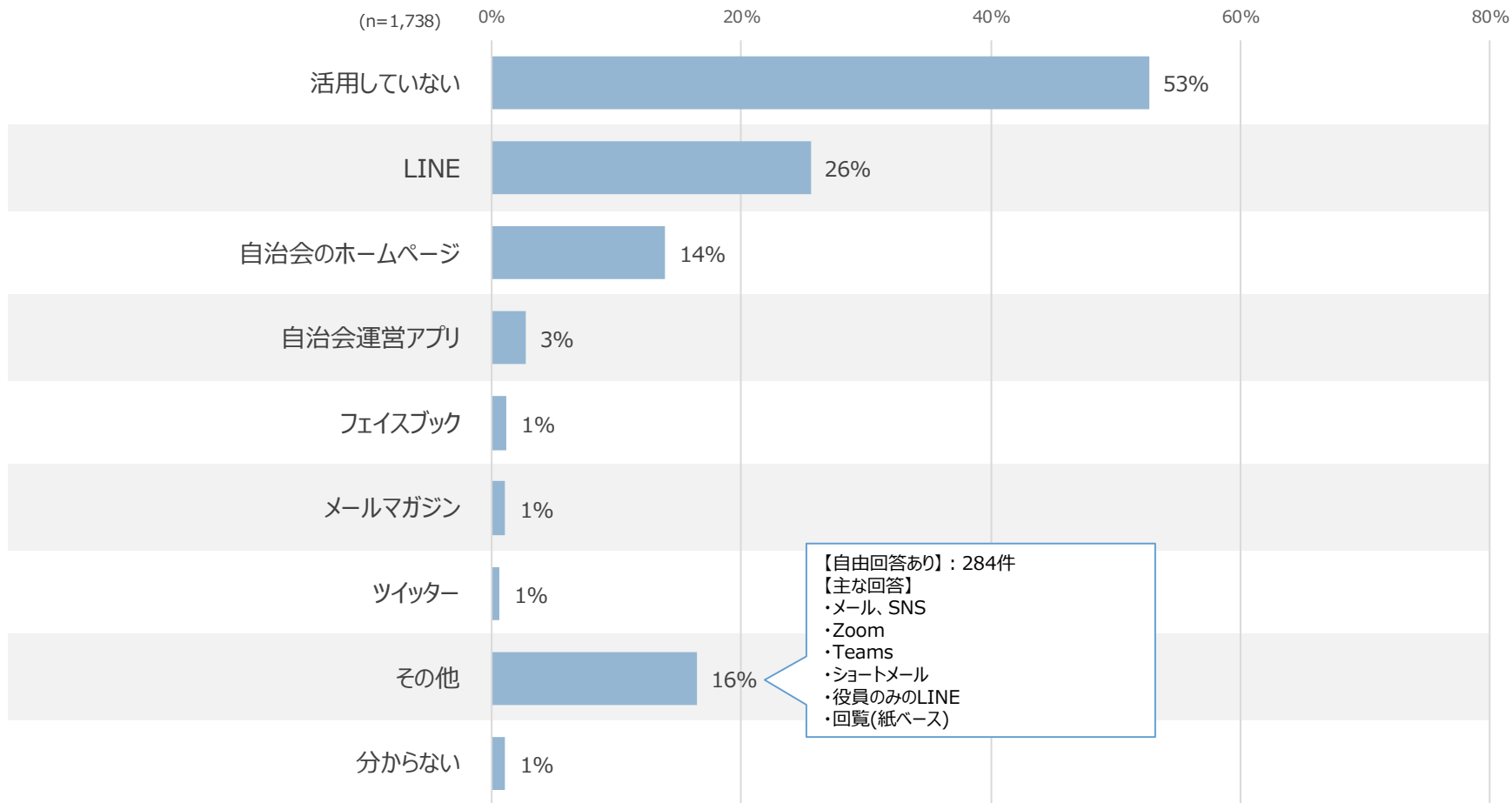
降順ソート

自治会町内会のデジタル化の状況

デジタルツールを活用した会員への情報周知方法

- 会員へ情報を周知するためにデジタルツールを「活用していない」と回答した方が全体の過半数を占めており、デジタルでの情報周知はまだ主流の方法とはなり得ていない。活用しているデジタルツールとしては、LINEが26%で最も高く、自治会のホームページが14%でそれに続く。

Q3_1 デジタルツールを活用した会員への情報周知方法（複数回答）



降順ソート

デジタルツールの具体的な活用事例

- デジタルツールの具体的な活用事例としては「行事や会議等の各種連絡や通知」が最も多く、他に「回覧板や議事録などの資料の共有」や「イベントの案内・申し込み」が多くあげられた。

Q3_2_デジタルツールの具体的な活用事例

	(件)	(%)
行事や会議等の各種連絡・通知	233	44%
回覧板や議事録などの資料の共有	109	21%
イベントの案内・申し込み	88	17%
回覧をHPにも掲載するなど紙情報と併用	44	8%
定例会等の資料の送信・掲載	26	5%
ZoomやLINEを利用したりリモート会議	25	5%
イベント結果の報告	22	4%
緊急情報の通知	16	3%
掲示物の掲載	15	3%
活動内容の案内・報告	15	3%
意見交換	10	2%
施設予約	9	2%
出欠確認	8	2%
相談・問い合わせ	8	2%
各種申請	5	1%
アンケートの実施	2	0%
会計情報の開示	2	0%
消火器等自治会設備の設置状況	1	0%
その他	10	2%
活用していない・準備中	103	19%
合計	529	100%

Q3_2_デジタルツールの具体的な活用事例（自由記述、抜粋）

<行事や会議等の各種連絡・通知>

- ・ コロナ禍での会議開催延期又は、中止の連絡とか会議議題の周知など。
- ・ 会員への案内は、まだ「回覧版」を基本としているが、同時に町内会ホームページにも載せている。
- ・ 各種イベントの開催案内(チラシ)や中止をホームページに掲載し周知している。
- ・ 子供会の回覧に関しては、ラインで流せるように許可している。

<回覧板や議事録などの資料の共有>

- ・ 回覧、イベントチラシ、実施したイベントの報告等をホームページに掲載している。
- ・ 回覧はすべてホームページに掲載している。
- ・ 月々の町会会議の資料をLINEで通知したり、活動やイベントの写真を提出している。(LINEにて)

<イベントの案内・申し込み>

- ・ イベントの参加申し込みをQRコードで読み込んでもらい、グーグルフォームで入力。参加者の管理をしている。
- ・ イベント募集をホームページ、LINEなどで通知し、イベント開催。急な中止のときホームページで案内した所93%の人が知ることになり、効果を確認した。

<回覧をHPにも掲載するなど紙情報と併用>

- ・ LINEを基本的には活用しています。但し、高齢者も多く無理な方については配付物を作成している。デジタルツール使用を嫌う(個人情報)方もいるので面倒な部分もある。

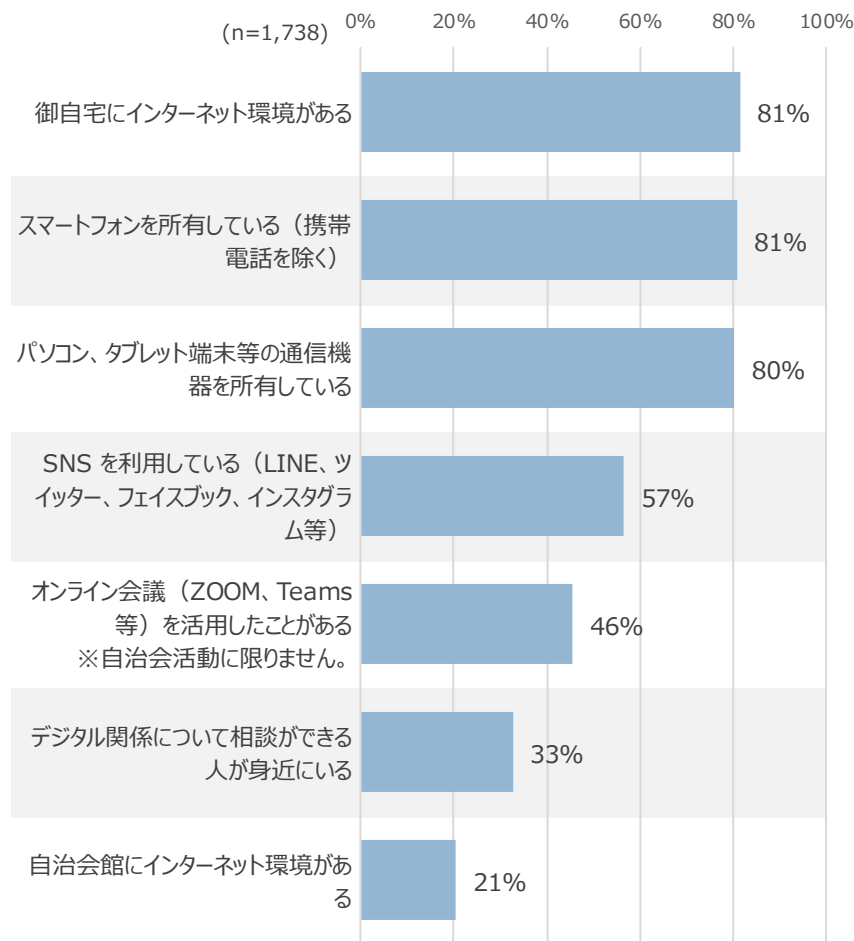
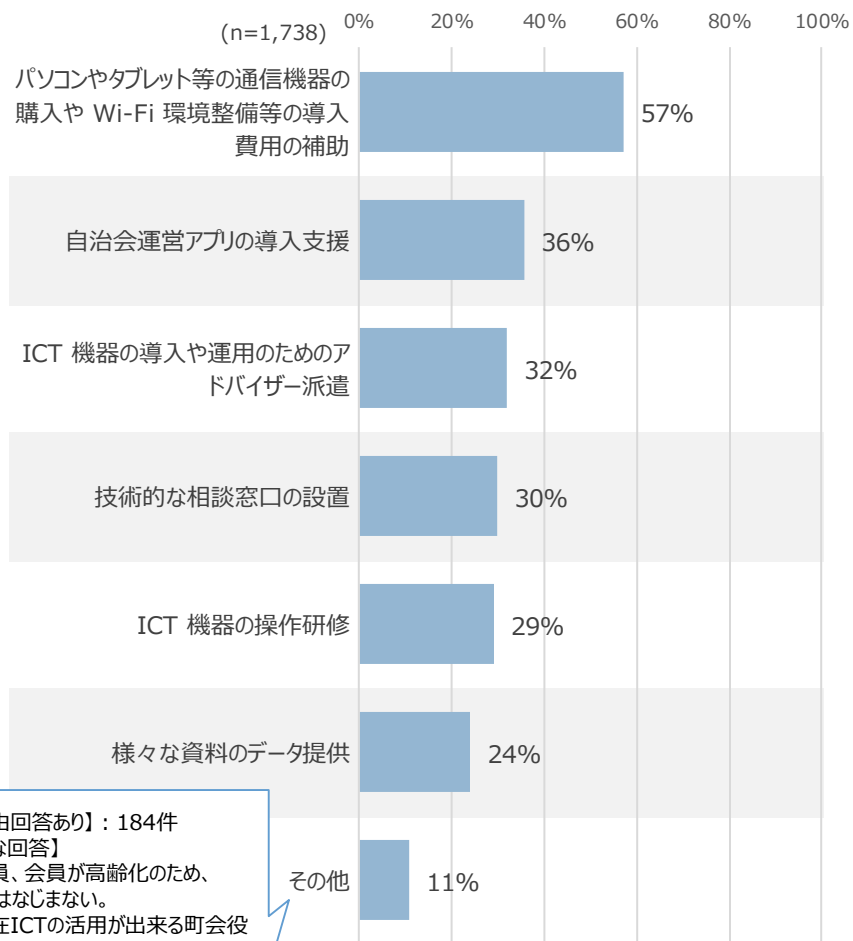
※一人の回答に複数の意見が含まれている場合があるため、回答者数と意見数が異なります。

ICT活用のための有効な行政支援／会長自身のデジタル環境

- ICTの活用に有効な行政からの支援策としては「パソコンやタブレット等の通信機器の購入やWi-Fi環境整備等の購入費用の補助」が最も高く、57%で他を20ポイント以上上回る。
- 会長ご自身のデジタル環境としては8割以上が「自宅にインターネット環境がある」、「スマートフォンを所有している」、「パソコンやタブレットなどの通信機器を保有している」と回答。一方で、自治会館のインターネット環境整備は21%にとどまる。

Q3_3 ICT活用のための有効な行政支援（複数回答）

Q3_4 会長自身のデジタル環境（複数回答）



【自由回答あり】：184件
 【主な回答】
 ・役員、会員が高齢化のため、ICTはなじまない。
 ・現在ICTの活用が出来る町会役員はいない。
 ・特に利便性、必要性を感じない。

降順ソート

降順ソート

横浜市からの情報周知について(自由記述)

- 自由回答では、ICTに関するものが47%で最も多く、紙媒体に関するものが29%でそれに続く。
- ICTについては、「高齢者が多く、デジタルツールを使いこなせない」との声が最も多く、ICTに不慣れな方への周知洩れが懸念されている。
- 紙媒体については、特に高齢者に対して従来通り紙ベースでの配布・回覧が必要だとの認識だが、その一方で、紙の情報が多すぎるといった意見も少なくない。

Q4_横浜市からの情報周知に関して①

	(件)	(%)
ICTについて	231	47%
デジタルツールを使いこなせない	49	10%
HPの活用	43	9%
情報のデジタル化	38	8%
LINEやメール、YouTubeの活用	32	7%
ICTの活用	17	3%
情報へのアクセス方法の多様化	16	3%
Wi-Fi等の環境の整備	9	2%
デジタルツールの提供	9	2%
セキュリティの確保	5	1%
高齢者向け等のデジタルツール活用支援	5	1%
アプリの提供	4	1%
PWが面倒	3	1%
電子掲示板サービスの提供	1	0%
紙媒体について	141	29%
紙媒体の継続	48	10%
紙媒体の削減・ペーパーレス化	35	7%
掲示物の配布・回覧	21	4%
広報紙の活用	19	4%
掲示物・配布物の削減	13	3%
掲示板の活用	5	1%

Q4_横浜市からの情報周知に関するご意見(抜粋)①

<デジタルツールを使いこなせない>

- 会長がPC,スマホを持っていないし、デジタルが利用不可能。
- 個人的にはデジタル化に賛成だが、自治会員には高齢者も多く、全員に周知するためには、デジタル化のみでは難しい。
- 誰でも100%デジタル環境にはないのでなんでもかんでもデジタル化しないでほしい。
- インフラを整備しても、使う意思が希薄な高齢者過多の町内では、ネットによる情報周知には限界がある。世代交代を待つしかないと思います。

<HPの活用>

- 回覧物はデータで区のホームページにアップしていただきたいです。
- 全ての情報はホームページなどで、簡単に閲覧・データ入手を出来るようにしてほしい。

<情報のデジタル化>

- 情報はデジタルでいただくのが、楽で効率がよいと思う。
- 市の便りをデジタル化して下さって、情報が取りやすくなりました。

<紙媒体の継続>

- 横浜市からの情報は高齢者がかかえた団地(自治会)ではペーパーのお知らせがよいです。
- 町内会には高齢者も多く、紙ベースの資料はかかせません。

<紙媒体の削減・ペーパーレス化>

- とにかく、紙資料が多すぎます。環境問題を意識する上でもペーパーレス化を進めて欲しいと思います。

横浜市からの情報周知について(自由記述)

- 情報の内容については、「情報の精査」に関する意見が多い。情報の内容については情報量が多いとのご意見が多く、「伝達必須の情報だけに限定してほしい」など、本当に必要な情報だけを精査して提供することが望まれている。
- その他、「自治会の負担の軽減」についての記載も一定数あった。

Q4_横浜市からの情報周知に関して②

	(件)	(%)
情報の内容について	88	18%
情報の精査	59	12%
掲示物等の情報の見やすさ・わかりやすさ	14	3%
迅速・適切な情報提供	9	2%
パブリックコメントの募集時期が遅い、結果のフィードバックが欲しい	4	1%
掲示時期・掲示期間の明確化	1	0%
掲示と回覧の区別の明確化	1	0%
その他	175	36%
自治会の負担の軽減	42	9%
情報周知以外の要望・感想	10	2%
情報周知は難しい	8	2%
自治会非加入者への対応	5	1%
行政用語がわかりにくい	2	0%
外国語対応	2	0%
現状で問題ない	21	4%
その他	46	9%
特になし	39	8%
合計	488	100%

Q4_横浜市からの情報周知に関するご意見(抜粋)②

<p><情報の精査></p> <ul style="list-style-type: none"> 情報量が多く伝達必須の情報だけに限定してほしい。 情報量が多く、全てを会員の方々に周知することは困難である。
<p><掲示物等の情報の見やすさ・わかりやすさ></p> <ul style="list-style-type: none"> 掲示物は、掲示板の大きさがさまざまあるため、A4片面で文字数を少なく読みやすくして下さい。
<p><自治会の負担の軽減></p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会に依存した情報発信を抜本的に見直す。 各種配布物、回覧物が異なる日にやってくるので 配布作業が多い。 行政からの情報周知は自治会の役割ではない。 とにかく多すぎる、何でも町内会になげればよいという意識がよくなる。
<p><情報周知以外の要望・感想></p> <ul style="list-style-type: none"> 行政の一方的な情報提供では監視機能がない。 高齢化により委員の選出が年々難しくなっている。

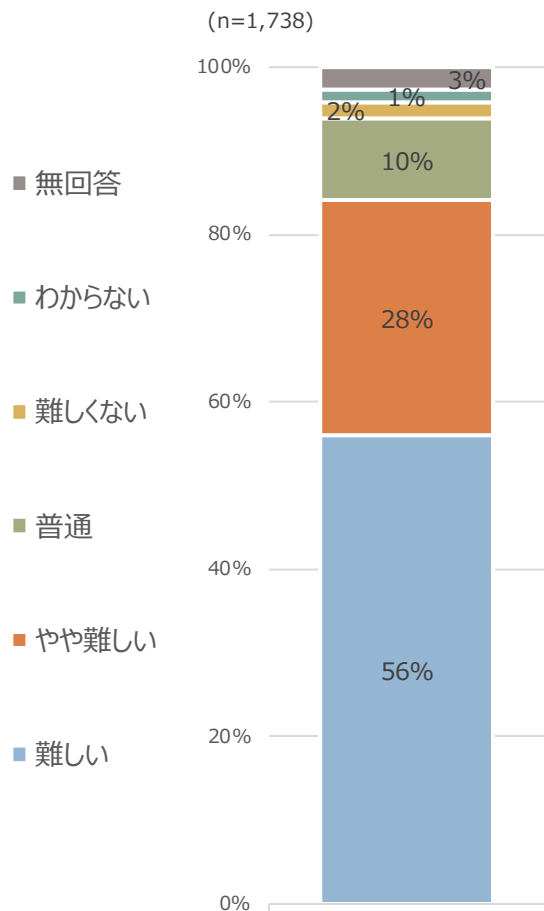
※一人の回答に複数の意見が含まれている場合があるため、回答者数と意見数が異なります。

委嘱委員の推薦事務

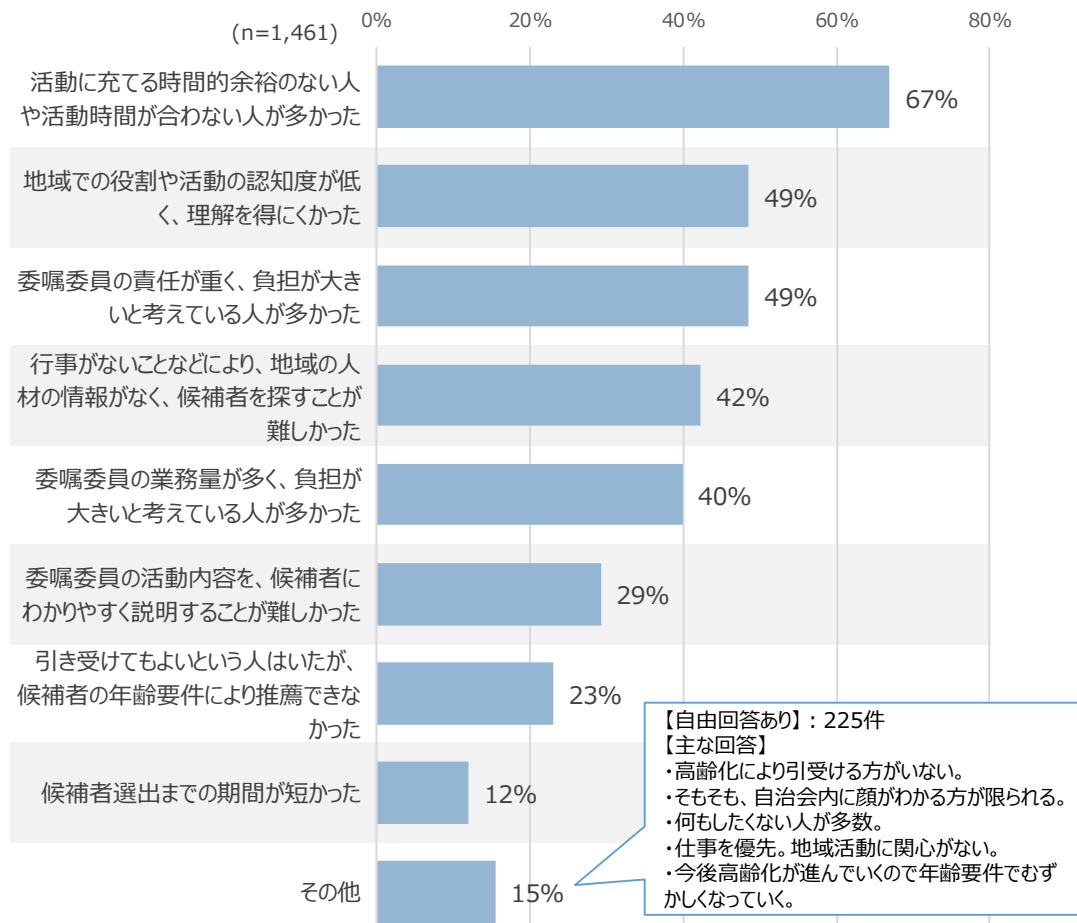
委嘱委員の候補者探し／委嘱委員候補者探しが難しい理由

- 委嘱委員の候補者探しについては、「難しい」が56%。「やや難しい」と合わせると84%を占める。
- 候補者探しが難しい理由としては「活動に充てる時間的余裕のない人や活動時間が合わない人が多かった」が67%で最も高く、「認知度が低く理解を得にくかった」、「負担が大きいと考えている人が多かった」が49%で続く。

Q5_1 委嘱委員の候補者探し



Q5_2 委嘱委員候補者探しが難しい理由（複数回答）



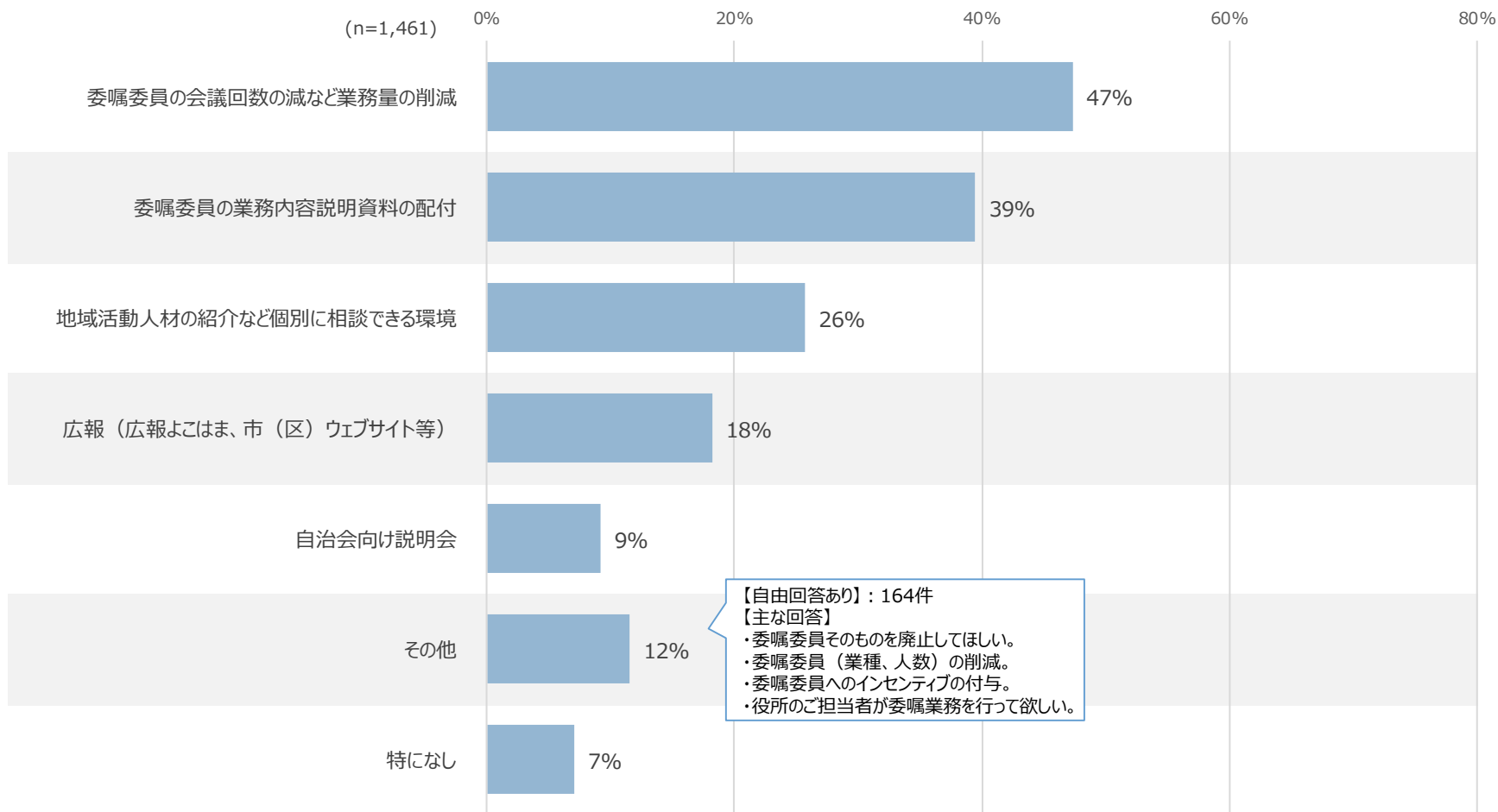
【自由回答あり】：225件
 【主な回答】
 ・高齢化により引受ける方がいない。
 ・そもそも、自治会内に顔がわかる方が限られる。
 ・何もしたくない人が多数。
 ・仕事を優先。地域活動に関心がない。
 ・今後高齢化が進んでいくので年齢要件でむずかしくなっていく。

Base: 委嘱委員の候補者探しが「難しい」「やや難しい」、降順ソート

市に候補者推薦で期待する取組／委嘱委員の候補者探しについて

- 候補者探しが難しいと感じる人が候補者推薦で横浜市に期待する取組としては「会議回数減など業務量の削減」が最も高く、「業務内容説明資料の配付」が続く。

Q5_3 市に候補者推薦で期待する取組（複数回答）



Base: 委嘱委員の候補者探しが「難しい」「やや難しい」、降順ソート

委嘱委員の候補者探しについて困難と感じる点

- 委嘱委員の候補者探しの困難な点に関するご意見としては「高齢化の影響」に関するものと「活動内容の影響」に関するものが多く、“候補者になりてがない、現在なっている人に再度頼むより方法がない”、“年齢の若い人をお願いするが、活動時間が合わない”などが挙げられる。

Q5_4_候補者探し困難な点など（自由記述）

	(件)	(%)
高齢化の影響	457	46%
依頼先が少ない・候補者がいない	192	19%
高齢者が多い	190	19%
年齢要件が合わない	75	8%
活動内容の影響	432	44%
活動時間がない	192	19%
責任が重い・負担が大きい	106	11%
活動内容が分かりにくい	91	9%
活動費等の補助が不明	43	4%
住民の意識の影響	240	24%
委員の必要性が不明	108	11%
活動意欲が低い	95	10%
断られる	26	3%
メリットがない	11	1%
自治会の問題	134	13%
イベントや交流がない	76	8%
自治会加入世帯の減少	31	3%
世帯数が少ない	27	3%
その他	287	29%
自治会の状況についての説明・報告	65	7%
なり手のない委員がある	62	6%
行政への要望・疑問	41	4%
市や住民からの推薦や公募	25	3%
推薦までの日程が早い	12	1%
委嘱委員の種類が多い	10	1%
その他	34	3%
困難は感じていない	21	2%
特にない	17	2%
合計	993	100%

Q5_4_候補者探し困難な点など（自由記述、抜粋）

- <依頼先が少ない・候補者がいない>
- 人材ネットワークがなく、適切な人材を見つけるのが難しい。
 - 候補者になりてがない 現在なっている人に再度頼むより方法がない
 - 委嘱委員の候補者が少ないので、結果的に委嘱委員の継続になってしまう。特定の個人の負担が増える。
 - やりたがる人がいない。また、その委嘱委員にあてはまる人材がどうか分からない
 - 引き受ける人がいない。
- <活動時間がない>
- なるべく年齢の若い人をお願いするが、活動時間が合わない。
 - 会社の退職時期が延びたので、仕事と町内等の業務の両立が難しいと言っている人が多い。
 - 平日に時間の取れる人材が少ない。
- <高齢者が多い>
- 高齢者が増え委員を出来る人が限られてきている。
 - 高齢化が進むなか候補者が少なくなっている。若い人は、無関心。
 - 高齢が多い自治会の為、総会にて立候補を募っても居なかった。
- <委員の必要性が不明>
- 各委嘱委員の存在意義が不明。委員がいることによる町内会へのメリットが見えない。
 - 委員会の活動が不明確で、そこに自治会から委員を推薦するという行為に納得性がない。
 - 委員の必要性や対応頻度の問い合わせに苦慮します。
- <責任が重い・負担が大きい>
- 推薦お願いしても役職への責任や生活環境から辞退されてしまう。
 - 環境事業推進委員：負担が大きい。消費生活推進員：業務量が多い。
 - 任期中に負担を感じる方が多かった。

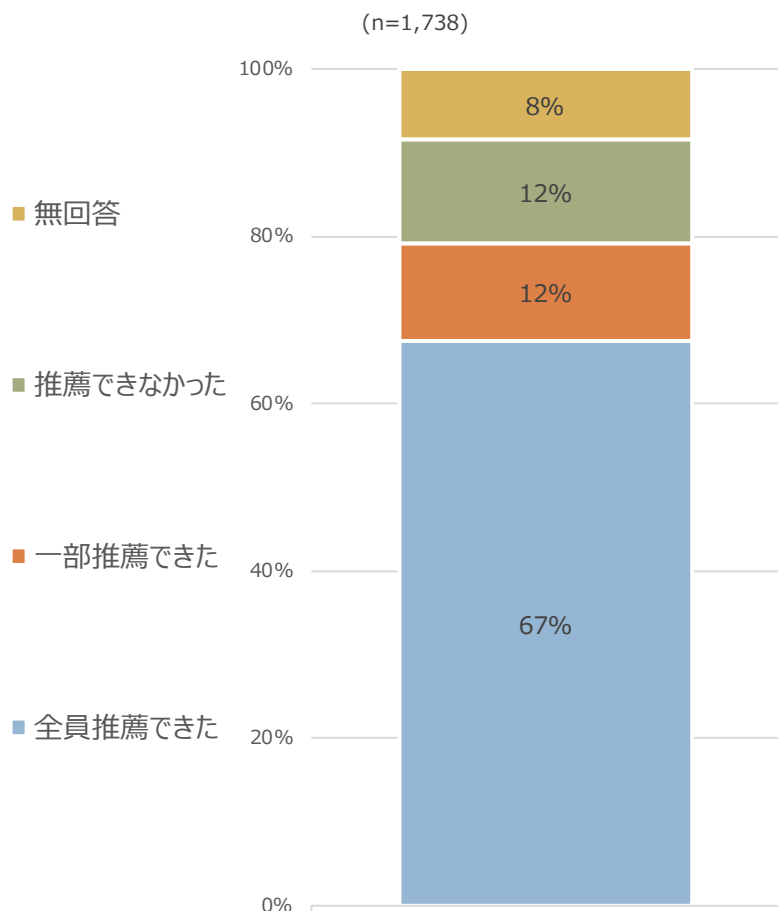
※一人の回答に複数の意見が含まれている場合があるため、回答者数と意見数が異なります。

令和4年一斉改選の民生委員・児童委員の推薦事務

民生委員の推薦状況／推薦を行うための工夫

- 民生委員の推薦状況については、全体の2/3が「全員推薦できた」と回答。「推薦できなかった」は12%となった。
- スムーズに推薦できた理由について自由記述の内容で多かったものは「再任」が42%で最も高く、「役員等からの紹介・協力」、「日頃のコミュニケーション」が16%で続いている。

Q6_1 民生委員の推薦状況



Q6_2_スムーズに推薦できた理由（自由記述）

	(件)	(%)
再任だった	426	42%
役員等からの紹介・協力	165	16%
日頃のコミュニケーション	159	16%
スムーズではなかった	87	9%
無理にお願い	57	6%
意識・意欲が高い	47	5%
会長・役員・家族等が引き受けた	35	3%
たまたま運が良かった	24	2%
人数が少なかった	20	2%
実績・資格等がある	16	2%
説得	15	1%
引き受けてもらうための条件を提示	14	1%
業務内容を理解	14	1%
候補者のリストアップ・情報収集	10	1%
立候補	10	1%
家族の協力	4	0%
当番制、抽選	4	0%
金銭的な支援	3	0%
特にない	19	2%
その他	37	4%
合計	1,003	100

【主な回答】

- 再任の為スムーズに推薦を行う事ができた。
- 前期からの継続を心良く引き受けてくれた。
- 前任者(退任者)が候補者を推薦してくれた。
- 役員会で候補者の推薦を上げてもらった。
- 日ごろから、適任と思われる方とコミュニケーションを取る努力が必要だと思います。
- 粘り強く何度もお願いしました。

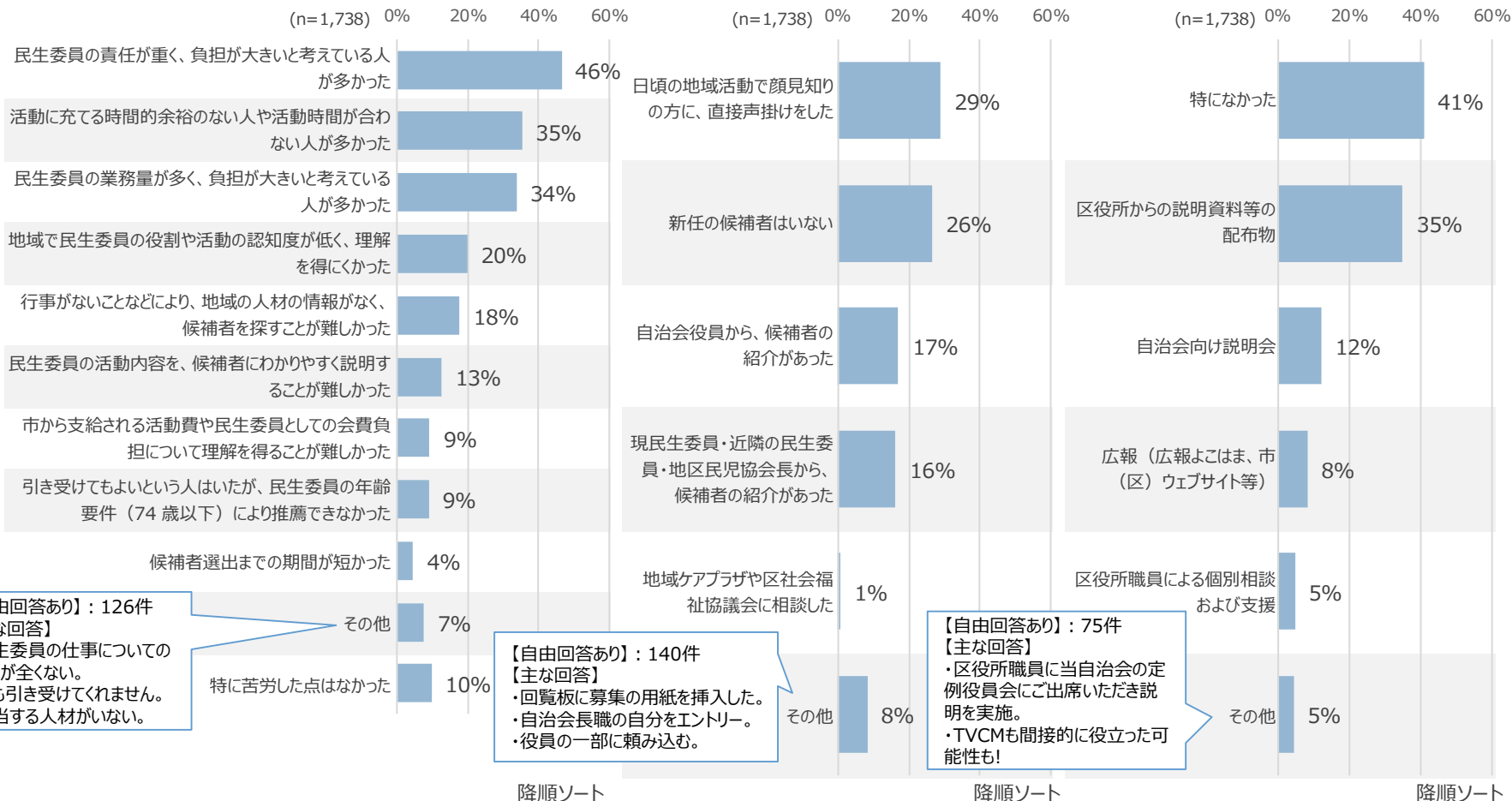
民生委員候補者確保の苦労した理由／新任民生委員候補者確保の方法

- 民生委員の候補者確保で苦労した点としては「責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった」が最も高い。
- 新任の候補者探しは「日頃の地域活動で顔見知りの方に、直接声かけ」が最も高い。
- 候補者推薦に役立った横浜市の支援としては「特になかった」が高いものの、支援の中では「区役所からの説明資料等の配布物」が最も高い。

Q6_3 民生委員候補者確保の苦労した理由（複数回答）

Q6_4 新任民生委員候補者確保の方法（複数回答）

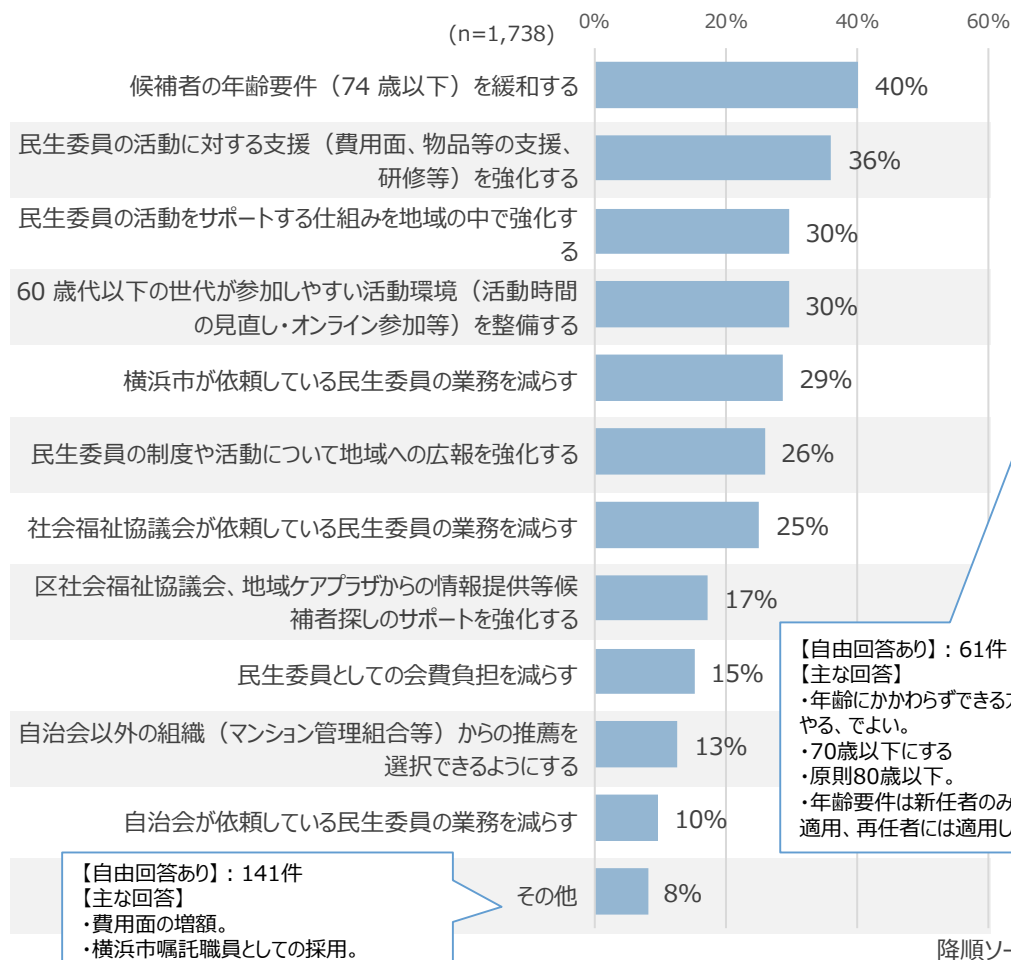
Q6_5 民生委員候補者推薦に役立った横浜市の支援（複数回答）



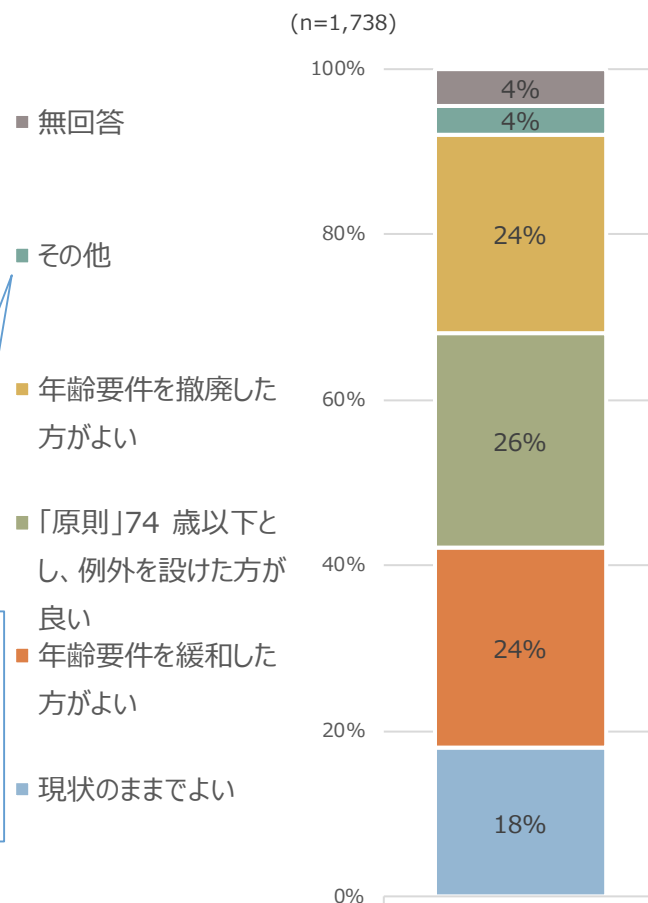
候補者確保に有効な取組／候補者の年齢要件

- 候補者の確保に有効な取組としては「年齢要件の緩和」が最も高く、「活動に対する支援を強化」が続く。
- 候補者の年齢要件については、「緩和した方がよい」、「原則74歳以下とし、例外を設けた方がよい」、「撤廃した方がよい」がそれぞれ25%前後となっており、変更の検討が望まれている。

Q7_1 候補者確保に有効な取組（複数回答）



Q7_2 候補者の年齢要件



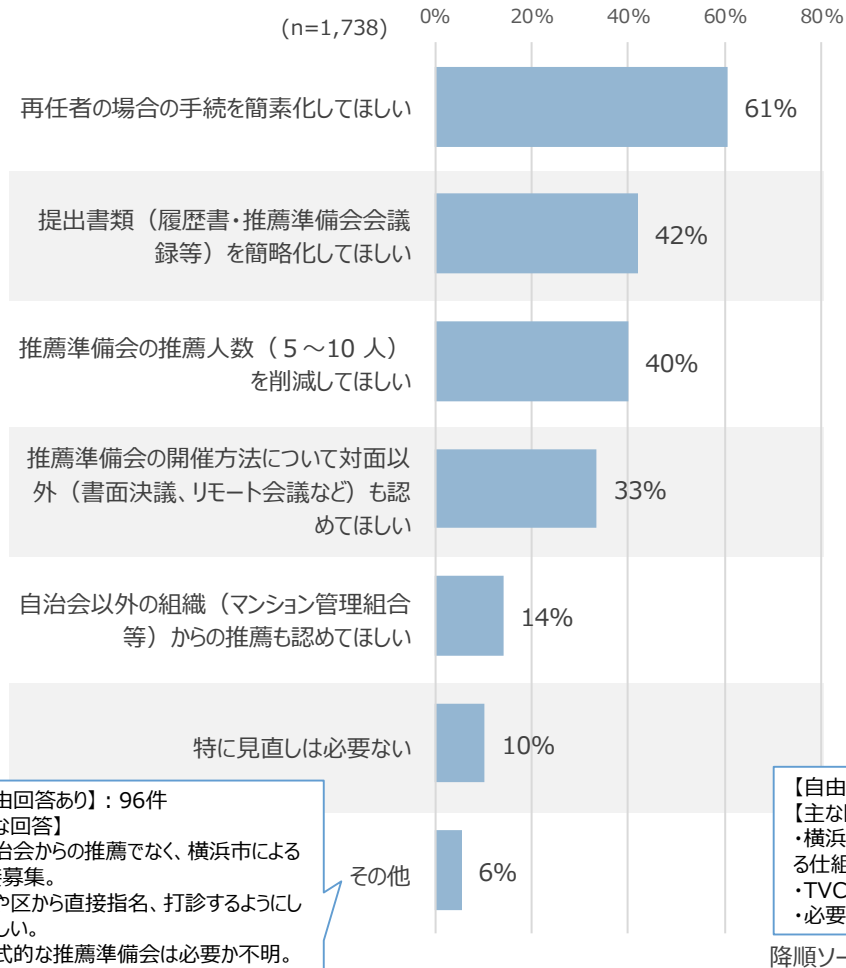
【自由回答あり】：61件
【主な回答】
・年齢にかかわらずできる方がやる、でよい。
・70歳以下にする
・原則80歳以下。
・年齢要件は新任者のみに適用、再任者には適用しない。

降順ソート

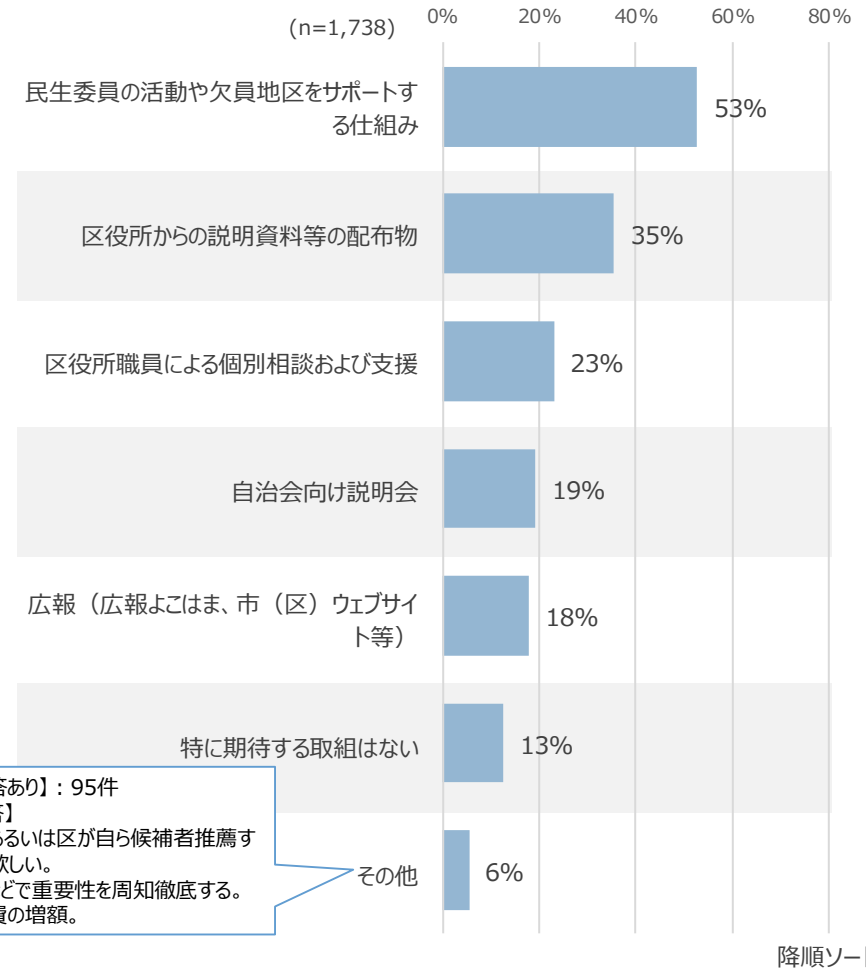
推薦手続で改善してほしい点／候補者推薦で市に期待する取組

- 推薦手続で改善してほしい点としては「再任者の手続を簡素化」が最も高く、6割を超える。
- 候補者推薦における横浜市に期待する取組としては「民生委員の活動や欠員地区をサポートする仕組み」が53%で最も高い。

Q7_3 推薦手続で改善してほしい点（複数回答）



Q7_4 候補者推薦で市に期待する取組（複数回答）



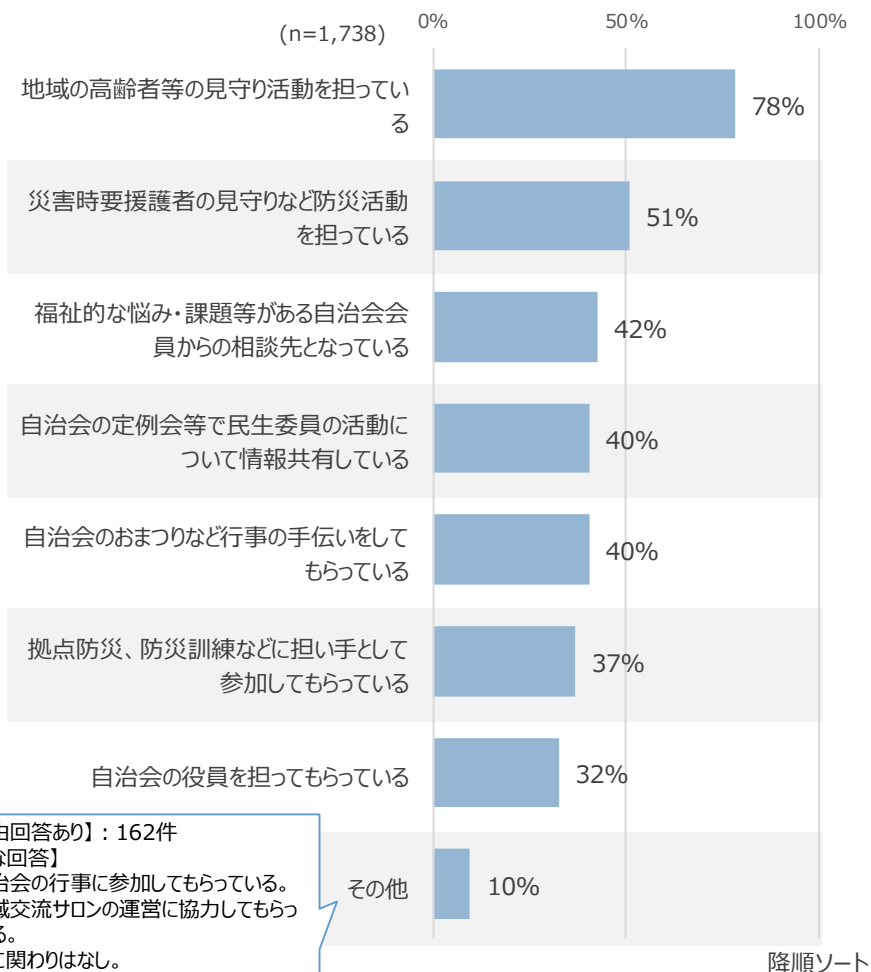
降順ソート

降順ソート

自治会と民生委員の関わり／民生委員の活動をサポートする取り組み

- 自治会と民生委員の関わりについては、「地域の高齢者等の見守り活動」が78%で最も高く、「災害時要援護者の見守りなど防災活動」が51%で次に高い。
- サポートのための自治会の取組について自由記述の内容で多かったものは「自治会と民生委員との情報交換・共有化」が3割以上を占め、最も高い。

Q8_1 自治会と民生委員の関わり（複数回答）



Q8_2_サポートのために自治会が実施している取組（自由記述）

	(件)	(%)
情報交換・共有化	219	31%
高齢者等の見守り	92	13%
活動費等の支給	91	13%
相互協力・連携体制の強化	67	9%
福祉関連行事の実施・サポート	44	6%
要援護者支援の関連業務	35	5%
コミュニケーションの推進	25	4%
イベントへの参加	17	2%
相談事への対応	16	2%
設備の共用	12	2%
資料等の配布	7	1%
高齢者等への取次	5	1%
高齢者等との昼食会等の実施	4	1%
防災訓練	4	1%
賛助会員の拡大	1	0%
民生委員の必要性が不明	1	0%
その他	56	8%
特になし、わからない	112	16%
合計	711	100

【主な回答】

- 情報を共有するために福祉会を隔月開催している。そこで得たことを「自治会だより」にて会員へ知らせている。
- 定期的に活動状況等の報告を受け情報を共有している。
- 高齢等の見守り活動を町会役員と民生委員が共に行っている。
- 年2回程度要援護者の見守りを一緒にやっている。
- 自治会から若干の委員手当を支給している。

※一人の回答に複数の意見が含まれている場合があるため、回答者数と意見数が異なります。

民生委員・児童委員全般について(自由記述)

- 民生委員、児童委員に関するご意見としては、制度に関するものが全体の45%を占め最も高く、委員の活動に関するものが40%で次に高い。制度については、推薦等の制度そのものの見直しの要望が多く、民生委員の推薦業務の負担の大きさがうかがえる。

Q9_民生委員・児童委員の推薦・活動・制度について

	(件)	(%)
制度について	293	45%
推薦等の制度の見直し	99	15%
人材不足	58	9%
年齢制限等の見直し	54	8%
個人情報の制約が大きい	32	5%
委員の必要性が不明	23	4%
人数配置の見直し	13	2%
手続等の簡略化	7	1%
制度の拡充	7	1%
委員の活動について	260	40%
活動の負担や責任が大きい	90	14%
活動内容がわからない	71	11%
活動費の支給・増額、会費の軽減	70	11%
情報の共有化	17	3%
適性が不明	11	2%
自治会との関わりが不明	1	0%
行政への要望	76	12%
行政サイドの人材等の活用	41	6%
行政のサポートが欲しい	19	3%
行政自身が業務として担当	16	2%

※一人の回答に複数の意見が含まれている場合があるため、回答者数と意見数が異なります。

	(件)	(%)
その他	167	26%
自治会との協力体制の構築・見直し	23	4%
公募の活用	10	2%
本アンケートに関する要望・不満	8	1%
民間の活用	6	1%
特になし、現状でOK	48	7%
その他	72	11%
合計	647	100

【主な回答】

- ・ 制度の必要性及び民間への委嘱が時代に合わない。
- ・ 制度そのものが疲労しており、仕組み全体の見直しが必要なのではないかと考えている。
- ・ 活動範囲、量が、多すぎる。
- ・ 民生委員の時間的負担は多いと聞く。その様な委員の選出はほとんど困難になると思う。
- ・ 個人情報があるのでと言う言葉を楯にして、情報共有をしない方もいる。(活動が不透明)
- ・ 活動がよくわからない為、人選がなかなか難しい。
- ・ 見合った手当を出すべき。ボランティアとは違うのでは。



CreativeLink

株式会社クリエイティブ・リンク

〒244-0816 横浜市戸塚区上倉田町 1850-12
<http://www.cre-link.jp>

あおば 社協 だより

2023
7月号

「あおば社協だより」は、
横浜市青葉区社会福祉協議会（以下、青葉区社協）
が実施している事業やイベントのお知らせ、報告等、
青葉区内の地域福祉に関する情報を掲載しています。

社会福祉法人 横浜市青葉区社会福祉協議会
ホームページ <http://aosha.jp/>

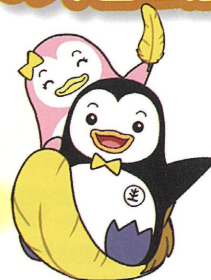
青葉区社協

検索

Instagram やってます！



「保護司」の活動 を紹介！



更生保護のマスコットキャラクター
ホゴちゃんとサラちゃん

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアである「保護司」についてご存じですか？
青葉区では、現在30名の保護司が活躍しています。
今回は青葉保護司会の会長より、保護司を始めたきっかけや活動を通じて得られた経験・思いをうかがいました。

Q 保護司活動を始めたきっかけは何ですか？

60歳になり半年が過ぎた頃、当時の保護司
会会長・副会長に「野本さんは自衛官をやっ
ていたのなら、保護司が適任ではないか」とお話
を頂きました。

その時は、保護司がどのようなものか全くわからなかった為、
色々とお説明頂いたのを覚えています。最初、私にはとても務
まらないだろうと断りました。

会長・副会長にはその後も何度かお話に来ていただき、私自
身も保護司について色々調べ、3回目にお話を頂いた時にやっ
てみようと思いついた事が始まりです。



クジラ先生

Q 保護司活動をされているな かで意識されていることは ありますか？

保護観察対象者（私たち保護
司が、受け持っている保護観察
者の事）が定められた期間真面
目に来てくれて、無事終了する
事です。

そして対話をする事により時
間の大切さ、決められた事を守る大
切さをこれからはしっかり身に着け
てもらいたいと思っています。



青葉保護司会
会長 野本 建夫

Q 保護司について教えてください。

保護司の使命は保護司法第1条に、保護司は社会奉仕の精神
をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け
るとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努めもって地域社
会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することとなっ
ています。

推薦及び委嘱の条件は、以下4つを具備する者となります。

- (1) 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
- (2) 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
- (3) 生活が安定していること。
- (4) 健康で活動力を有すること。

また、保護司の任期は2年です。再任できます。定年は78
歳です。

そして一番重要なことは、秘密を守る義務が保護司にはあり
ます。保護司は職務遂行中非常勤国家公務員ですので、職務上
知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた
後といえども同様です。

Q 保護司活動をしていて嬉しかった事はありますか？

面談に真面目に来てくれて保護観察期間が満了した事です。
私も今まで何十名の方を見てきましたが、毎回無事に終わって
良かったなと思います。

また、満了して1年くらい経ってからある少年より、「今こ
のような仕事をしています。当時は本当にお世話になりました」
と電話をもらった事が嬉しかったです。

Q 将来はどんな青葉区になってほしいですか？

私が保護司になった時には、1ヶ月に4名の対象者を見てい
ました。青葉区全体では60名を超えていたのではないでしょ
うか。

現在青葉区は、保護観察対象者も20数名と減少してきてお
ります。

今後少しずつでも犯罪が少なくなり、更に私達の見守る保護
観察対象者が減っていく事を望みます。



イルカ
兄さん



イルカ
姉さん



オコジョ
さん



アシカ
親方

※キャラクターに関して詳しくは、きつする一む法務省 (https://www.moj.go.jp/KIDS/topics_penguin/) をご覧ください。

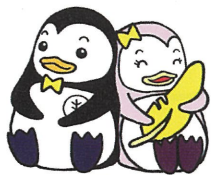
“社会を明るくする運動” ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

“社会を明るくする運動”とは？

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。令和5年で73回目を迎えます。

強調月間

黄色い羽根をシンボルマークに、毎年7月を「強調月間」としています。区民の皆様
に活動を知っていただけるよう、青葉区を走る車内に広報用ポスターを掲出と7月に街
頭キャンペーンを予定しています。



インタビュー 「えがお・あおば」

青葉区社協では、障害福祉の理解啓発に取り組んでいます。「インタビュー えがお・あおば」では、区内施設・団体に活動している障害のある方々への取材を通じて、普段の様子や声を紹介します。
※協力：本会当事者団体部会・障害者施設連絡会

07 えだ福祉ホーム

障害者施設連絡会のえだ福祉ホームの4名にインタビューを行い、普段の生活についてお話を伺いました。今回はその一部をご紹介します！

- Q①. ほかに人からしてもらって、嬉しいことや助かることはありますか。
Q②. 何をしているときが一番楽しいですか。



足立 萌桃 (もも) さん

- ①ヘルパーさんと日曜日にお出かけすること。
②コンサートを観ている時。テレビやDVDを観ている時も楽しい。



- ①ギャグが受けた時は嬉しい。
②「キッチンわかば」のお弁当を食べている時や体を動かしている時。



石垣 えりこさん

- ①食事を作ってもらったり、洗濯物を手伝ってもらえたりする時。
②介助者さんとおしゃべりしたり、CDを聞いたり、塗り絵をしたりする時。

- ①髪は自分で洗うけれど、最後の仕上げをやってもらえると気持ちいい。
②グループホームで昔の写真を見ている時。



えだ福祉ホームの皆さま



西 健一郎 (けんいちろう) さん



丹野 幸子 (ゆきこ) さん

インタビューを通し、皆さんとも仲が良い雰囲気が伝わってきました。また、好きなことや得意なことがそれぞれあり、グループホームやえだ福祉ホームで、周りの人と支え合いながら、充実した毎日を送られていることがわかりました。時々地域の行事にも参加し、様々な方々と交流もしているそうです。

次回は「えくぼ体操教室」さんです

ご寄付いただき
ありがとうございます。

(2023年3月1日～2023年5月31日 寄付者ご芳名)
神奈川土建一般労働組合 横浜緑支部様、株式会社朝日様、横浜市大場みずが丘地区センター様、伊藤彰彦様、青葉区役所地域振興課資源担当・資源循環局のフードドライブ提供品、匿名12件 ※順不同



社会福祉法人 横浜市青葉区社会福祉協議会

〒225-0024 横浜市青葉区市ケ尾町1169番地22 青葉区福祉保健活動拠点「ふれあい青葉」内
電話 045-972-8836 (代表) 045-972-7018 (ボランティアセンター) 045-479-9111 (移動情報センター)
FAX 045-972-7519
メール info-aoba@yokohamashakyo.jp (代表) URL http://aosa.jp/
「あおば社協だより」は、赤い羽根共同募金配分金の一部を活用して発行しています。

